

## 議員提出議案第 5 号

### 扶桑町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

扶桑町議会傍聴規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

提出者 扶桑町議會議員  
杉 浦 敏 男  
賛成者 扶桑町議會議員  
近 藤 裕  
千 田 勝 文  
荒 木 孝 三  
伊 藤 猛  
間 宮 幹 男  
市 橋 英 男

#### 提案理由

扶桑町議会傍聴規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）について、社会情勢の変化への対応と併に、開かれた議会の実現を図るため、規則を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町議会傍聴規則の一部を改正する規則

扶桑町議会傍聴規則（昭和63年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第4条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第5条第3項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第5項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第6項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第8条中第6号及び第7号を削り、同条第8号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条を削る。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

様式第1中「

傍聴人受付簿個票

N o .

氏 名				
住所 (地区名)	高雄・	山那・	小淵・	南山名
	斎藤・	高木・	柏森・	町 外
年齢 (年代)	10代・	20代・	30代・	40代・
	50代・	60代・	70代・	80代以上

※該当するところに丸印を付けてください。

事務局使用欄				
受付月日				
年第 回 月 会				

」を「

傍聴人受付簿個票

N o .

氏 名							
住所 (地区名)	高雄	・	山那	・	小淵	・	南山名
	斎藤	・	高木	・	柏森	・	町外

※該当するところに丸印を付けてください。

事務局使用欄				
受付月日				
年第 回 月 会				

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

扶桑町議会傍聴規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(傍聴人の定員) 第3条 一般席の <u>傍聴人の定員</u> は、30人として場合により増減することができる。	(傍聴人の定員) 第3条 一般席の定員は、30人として場合により増減することができる。
(傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所 <u>及び氏名</u> を傍聴人受付簿個票（様式第1）に記入、投函しなければならない。	(傍聴の手續) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、 <u>氏名</u> 及び <u>年齢</u> を傍聴人受付簿個票（様式第1）に記入、投函しなければならない。
(傍聴券) 第5条 (略) 2 (略) 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所 <u>及び氏名</u> を記入しなければならない。 4 (略) 5 <u>傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に入場</u> しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。 6 <u>傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示</u> しなければならない。 7 (略) (傍聴席に入ることのできない者) 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。	(傍聴券) 第5条 (略) 2 (略) 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、 <u>氏名</u> 及び <u>年齢</u> を記入しなければならない。 4 (略) 5 <u>傍聴人が入場</u> しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。 6 <u>傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示</u> しなければならない。 7 (略) (傍聴席に入ることのできない者) 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

新	旧
(1) <u>銃器、刀物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</u>	(1) <u>銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u>
(2) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>	(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u>
(3) (略)	(3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u>
(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u>	(4) <u>記録及び通信を目的とした機器の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u>
2 議長は、必要と認めたときは、 <u>会議を傍聴しようとする者</u> に対し、係員をして、 <u>前項第1号及び第2号に規定する物</u> を携帯しているか否かを質問させることができる。	(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u> (6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u> (7) (略) (8) <u>異様な服装をしている者</u> (9) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u>
3 (略)	2 議長は、必要と認めたときは、 <u>傍聴人</u> に対し、係員をして、 <u>前項第1号から第5号までに規定する物品</u> を携帯しているか否かを質問させることができる。 3 (略)

新	旧
(傍聴人の守るべき事項)	<u>4 儿童及び乳幼児は、傍聴席に入る</u> <u>ことができない。ただし、議長の許</u> <u>可を得た場合は、この限りでない。</u>
第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。	(傍聴人の守るべき事項)
(1) <u>議場における言論に対して拍手</u> <u>その他の方法により公然と可否を</u> <u>表明し、又は議場に現在する者に</u> <u>対して示威的行為をしないこと。</u>	第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
(2) <u>携帯電話端末その他音を発する</u> <u>機器は、音を発しないようにする</u> <u>こと。</u>	(1) <u>議場における言論に対して拍手</u> <u>その他の方法により公然と可否を</u> <u>表明しないこと。</u>
(3) (略)	(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その</u> <u>他騒ぎ立てないこと。</u>
(4) <u>写真の撮影、録音、録画等</u> (特 に議長の許可を得たものを除 く。) をしないこと。	(3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、</u> <u>ゼッケン、ヘルメットの類を着用</u> <u>し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類</u> <u>を掲げる等示威的行為をしないこ</u> <u>と。</u>
	(4) <u>外とう、襟巻の類を着用しない</u> <u>こと。ただし、病気その他の理由</u> <u>により議長の許可を得た場合は、</u> <u>この限りでない。</u>
	(5) (略)
	(6) <u>みだりに席を離れないこと。た</u> <u>だし、体調等を考慮し、周囲に迷</u> <u>惑をかけない範囲で認めるものと</u> <u>する。</u>

新	旧
(5) <u>その他議場の秩序を乱し、會議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	<p><u>(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p><u>(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p>
(係員の指示)	<u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u>
<u>第9条</u> 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。	<u>第9条</u> 傍聴人は、 <u>傍聴席において記録及び通信を目的とした機器の類を使用してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u>
(違反に対する措置)	<u>(違反に対する措置)</u>
<u>第10条</u> (略)	<u>第10条</u> 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。
	<u>第11条</u> (略)

新

様式第1（第4条関係）

傍聴人受付簿個票

No.

氏名	
住所（地区名）	高雄・山那・小淵・南山名 斎藤・高木・柏森・町外

※該当するところに丸印を付けてください。

事務局使用欄

受付月日	
年第 回 月 会	

旧

様式第1（第4条関係）

傍聴人受付簿個票

No.

氏名	
住所（地区名）	高雄・山那・小淵・南山名 斎藤・高木・柏森・町外
年齢（年代）	10代・20代・30代・40代・ 50代・60代・70代・80代以上

※該当するところに丸印を付けてください。

事務局使用欄

受付月日	
年第 回 月 会	